

令和5年第8回置戸町議会臨時会

令和5年11月27日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第48号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第48号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（8名）

1番 嘉藤 均 議員	2番 前田 篤 議員
3番 石井 伸二 議員	4番 石村 吉博 議員
5番 柏原 勝 議員	6番 山田 耕平 議員
7番 阿部 光久 議員	8番 岩藤 孝一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長 深川 正美	副町長 蓑島 賢治
会計管理者 菅原 嘉仁	企画財政課長 坂森 誠二
総務課長 鈴木 伸哉	総務課参与 鈴木 義徳
町民生活課長 田中 耕太	産業振興課長 五十嵐 勝昭
企画財政課長補佐 高橋 秀典	総務課総務係長 鈴木 良知

《教育委員会部局》

教育長 平野 毅	森林工芸館長 小野寺 孝弘
----------	---------------

《監査委員部局》

代表監査委員 小鷹 浩昭

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 今西 美紀子	議事係 加藤 洋聖
臨時事務職員 中田 美紀	

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和5年第8回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 石村吉博及び5番 柏原勝議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第44号から議案第51号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第10 議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第3号)まで

○岩藤議長 日程第3、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長が説明申し上げます。また、議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算、これにつきましても総務課長がご説明申し上げます。なお、この間の各議案につきましては、それぞれ所管する課長が説明申し上げます。

○岩藤議長 まず、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、期末手当の支給率を年間0.1か月引上げ、4.50か月とするよう改正をするものです。

第4条第2項の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の220を100分の225に改正するものです。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、令和5年度に限り、12月支給分は、6月改正分を合算した0.1か月引き上げるため、100分の230の率により支給することといたしております。

議案第44号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次

のように改正する。

改正内容は、議案第44号同様、期末手当の支給率を年間0.1か月引き上げ、4.50か月とするよう改正するものです。

第4条第2項の期末手当の支給率を6月、12月それぞれ100分の220を100分の225に改正するものです。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、令和5年度に限り、12月分は6月改正分を合算した0.1か月引き上げるため、100分の230の率により支給することといたしております。

議案第45号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。

○鈴木総務課長 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による給与改定に基づくもので、その勧告内容について説明いたしますので、議案第46号説明資料、令和5年度人事院勧告に基づく給与改定の内容をご覧ください。

本年度の国家公務員に対する給与改定につきましては、人事院勧告が8月7日。改正給与法が11月17日に可決されております。

①月例給の引き上げですが、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表の引上げ改定が行われます。

高卒初任給では、7.8%増の1万2,000円の引上げ。大卒初任給では、5.9%増の1万1,000円の引上げ。平均して1.1%の引上げが行われます。

施行日は、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用されます。

次に、②期末・勤勉手当の支給率の改正でございますが、年間4.4か月から、期末勤勉それぞれ0.05か月引上げ、年間4.5か月の支給率とするものです。

表の現行、一般職では、6月期、12月期、それぞれ期末手当が1.2か月。勤勉手当が1か月。年間で期末が2.4か月。勤勉が2.0か月。合計4.4か月となっておりますが、一番下の表、令和6年度以降は、期末勤勉それぞれ年間で0.05か月上乗せとなりますので、一般職、6月、12月の計でそれぞれ2.25か月の支給となり、年間0.1か月増の4.5か月が支給となります。

なお、令和5年度におきましては、6月分が既に支給済みとなっておりますので、12月に期末勤勉それぞれ0.05か月上乗せをし、支給することとなります。再任用職員は、年間0.05か月を正職員と同様の方法で増額して支給することとなります。こ

これらの人事院勧告の内容に基づき、本町も同様に給与改定を行って参りたいと考えておりますが、実施時期につきましては、月例給は4月1日に遡り、期末勤勉手当は、改正条例可決後、公布をし、12月8日に支給を予定したいと考えております。また、これらに伴う予算措置につきましては、後程、議案第47号から51号でご説明をいたします。

本議案にお戻りください。

第1条の改正は、令和5年12月期末勤勉手当の支給率の改正と給料表の改正規定。

第2条の改正は、令和6年以降の期末勤勉手当の支給率の改正規定となります。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

次のページをお開きください。

第2項は、給料表の改正を令和5年4月1日に遡及して適用する規定。

第2条は、改正前の給与は、改正後の給与の内払いとみなす規定となっております。

なお、議案第46号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第47号について説明をいたします。

議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ642万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,263万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）により説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下、記載省略。令和5年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第48号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第48号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和5年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,545万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）

○岩藤議長 次に、議案第49号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第49号につきましてご説明いたします。

議案第49号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,618万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により、歳出からご説明しますので、事項別明細書、4ページ、5ページ、下段、歳出をご覧ください。

（以下、記載省略。令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第50号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第1条 令和5年度置戸町簡易水道事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、1款 水道事業収益。既決予定額が2億1,415万1,000円。補正予定額がマイナス33万1,000円。合計で2億1,382万円。第2項 営業外収益。既決予定額が1億4,638万7,000円。補正予定額がマイナス33万1,000円。合計で1億4,605万6,000円を計上しております。マイナス支出につきましては、第2款 水道事業費用。既決予定額が2億1,415万1,000円。補正予定額がマイナス33万1,000円。合計で2億1,382万円。第1項 営業費用。既決予定額が1億9,143万5,000円。補正予定額がマイナス33万1,000円。合計で1億9,110万4,000円を計上しております。

補正の内容についてご説明いたしますので、別冊の令和5年度簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第2号）の2ページをお開きください。収益的收入及び支出の支出から説明をいたします。下段の表となります。

（以下、記載省略。令和5年度簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（収益的收入及び支出の補正）

第1条 令和5年度置戸町下水道事業会計予算第2条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 下水道事業収益。既決予定額が2億14万7,000円。補正予定額が15万5,000円。合計で2億30万2,000円。第2項 営業外収益。既決予定額が1億5,002万1,000円。補正予定額が15万5,000円。合計で1億5,017万6,000円を計上しております。

支出につきましては、第2款 下水道事業費用。既決予定額が2億14万7,000円。補正予定額が15万5,000円。合計で2億30万2,000円。第1項 営業費用。既決予定額が1億8,902万7,000円。補正予定額が15万5,000円。合計で1億8,918万2,000円を計上しております。

補正の内容について、別冊の令和5年度下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第3号）の2ページをお開きください。収益的收入及び支出の支出から説明をいたします。下段の表となります。

（以下、記載省略。令和5年度下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第44号から議案第51号までの提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

まず、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費、2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 新型コロナウイルス感染症対応に要する経費ということで、北見バスの話がありました。何か人不足とか経営も非常にゆるくないという話でしたけども、今回、そのおけとリップを作る経費と広告料という形で、この広告料というのは北見バスを応援する意味合いもあるということによろしいですか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今ご質問のとおりでございます。今、公共交通大変厳しい状況にございますので、これまでも新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を用いながらですね、過去にも2回同じような事業を実施してきておりますけども、今回もですね、新型コロナウイルス感染症対応の交付金の有効活用ということもございまして、北見バスの支援。それから、また私共まちのPRをするというメリットと合わせまして事業展開して参りたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、2項林業費。7款商工費。8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○嘉藤議員 有害鳥獣駆除に要する経費ということで、お伺いをいたします。増やして増額して30頭の駆除頭数に熊がなったということでもありますけども、それを更に10頭ということでの今回の補正ということでもありますけども、新聞報道、或いは、テレビ等含めましても全国的に北海道だけじゃなくて全国的に熊の頭数が増えているというか被害も増えているということで報道がずっとなされております。北海道におきましても近くの近隣町村で狩猟に行って事故に遭ったというケースも聞かれておりますけども、この頭数が増えた要因というんですかね、どのように把握しているか、分かっていたらお知らせください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 先程のご説明で、頭数が増えているという話をさせていただきまして、今、その増えている要因はというご質問ですが、担当としてはですね、新聞報道でもされているとおり、山に餌がないというところは押さえているところであります。それぞれ林の担当、農の担当含めて、直接、狩猟等々、駆除の関係で山に入ることはないんですが、それ以外の部分でそれぞれ現場に入った時にですね、関係者の方から、今年は山の実がなっていないという話を随分聞いてきているものですから、やはりマスコミ情報含めまして、餌がないので町場に降りてきているということで把握をしているところであります。置戸の場合はですね、幸い住宅地の方にはまだ来ておらず、山の方にハンターさんも追ってくださってる、そして駆除をしてきているという今状況かというふうに押さえております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤委員 熊の駆除、10頭増やして30万ということは、1頭当たり3万円の報償費ということでありましたけども、鹿も今年、5,000円から6,000円に上げた経過もあります。そして、また熊の場合は、特別に危険な駆除ということも含めまして、3万がいいのかどうかというのは、ちょっと前から心配に思っていたところですけども、この後、いろいろ駆除の危険とかそういうこと含めて報償費の拡大というかそういうのも検討していただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 報償金の引上げをさせていただいた経過も今お話をいただきました。これで十分というふうには思っておりませんし、今後いろんな形で対策をしていかなければならないというふうに思っております。その中の一つの方法としてですね、またその辺を検討材料にさせていただいて、どんな形がいいのかというのは、また今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

9款消防費。10款教育費、4社会教育費。13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

次に、議案第48号 令和5年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

次に、議案第49号 令和5年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第50号 令和5年度置戸町簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 収益的収入及び支出の補正は、別冊、補正予算実施計画及び明細書(第2号)から進めます。

簡易水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第2号)、1ページから2ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に、補正予算説明書(第2号)、3ページから6ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、簡易水道事業会計補正予算(第2号)について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 収益的収入及び支出の補正は、別冊、補正予算実施計画及び明細書(第3号)から進めます。

下水道事業会計補正予算実施計画及び明細書(第3号)、1ページから2ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 次に、補正予算説明書(第3号)、3ページから6ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、下水道事業会計補正予算(第3号)について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第44号から議案第51号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。

休憩 10時36分

再開 10時41分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号から議案第51号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 置戸町の一般会計補正予算事項別明細書の第5号、こちらの方の内容の中で、児童福祉費、子ども医療費助成事業に要する経費及びひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費の中で、こちらの方の現状、670万及び30万追加ということなんですが、こちら対象人数は一体何人ぐらい今現在では来ているのか。この令和5年度に対してあと何人ぐらいを今見込んでいるのかという数字の方は把握してますでしょうか、お答えください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 ただ今ちょっと数字をお持ちしておりませんので、調べてお知らせいたします。

○岩藤議長 今、数字の方、直ぐ出てくるので少々お待ちください。

その他に質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 一般会計の方で、農林水産業の有害鳥獣駆除に要する経費の中でですが、実質、熊が今年度の有害鳥獣期間に何頭捕れたのか。補正で今30万追加されているんですけども、有害期間は終わっていると思いますが、そこら辺では詳しい数字をお願いしたいのと、それから、狩猟期間はもちろん補助は出ないと思うんですけども、狩猟が来年の年度末3月以内に狩猟期間が終わって、また有害が始まるのかどうか、そこら辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただ今の有害での熊の駆除頭数です。40頭が今の数字でございます。柏原議員がおっしゃられたようにですね、ただ今、狩猟ということでこの先進んで参りますが、また年度が替わりましたら、また有害の期間が始まって、エゾシカ、熊共に例年通りスタートする予定になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、先程の回答がくるまで暫時休憩します。

休憩 10時45分

再開 11時01分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 扶助費、医療費の子ども医療助成制度ですが、現在の対象者でありませんが、未就児から18歳までの対象となっております。未就児が人数として80名。小学生が128名。中学生以上が104名となっております。不足分の考え方ですが、月平均、今後100万円ほど増えるというふうに想定いたしまして、650万円としております。ひとり親家庭等医療費助成制度に要する経費の医療費ですが、対象者が、親が17名。子どもが30名で47名となっております。不足分の考え方としては同じで、6か月分を5万円程度と不足分すると見込み計上しております。以上です。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 その中で、月100万円が増える見込みということなのですが、こちら例えば、何人ぐらいが増えたらこのぐらいの金額になるという見込みであるのかという、人数というのは想定はしてませんか、お答えください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 人数で見込んでいるのではなくて、現在の実績の増えたものの金額で計算しております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 あと、こちらの方、人数の見込み等分かったんですが、ただ今現状です、近隣でもインフルエンザ等が増えて、非常に子ども達、置戸小学校でも学年閉鎖が起きたりしているような状況で、今後もまだまだ増えていくのではないかと。特に、コロナが5類になったということで、医療費がまだまだ増えていくのではないかと。子どもに対してしっかりと医療費の補助がちゃんと出来るのかどうかというところが気になるころではありますので、是非こちらの方は人数の把握をですね、しっかりと学校教育等と確認しながらまんべんなく対処できるように、補助できるようにしてもらいたいと思います。

あともう一点、この役務費の方の審査・請求事務取扱手数料等の20万円なんです、こちら大体どのような内容、要は請求書が発行されたらいくらか金額が決まっているのか、そういう何か大きな内訳みたいのって分かりますか、教えてください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 中身でございますが、単価が決まっているものがございます。レセプトの電子データの提供手数料として、1件1.5円でございます。請求事務手数料としては、1件220円。審査事務手数料としては、1件79.7円となっております。以上です。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 と言うことは、こちらの方は20万円という役務費を見たということ、こちらの方は人数等で把握しているということで、先程の扶助費の方は人数じゃな

く大方見込みということで話されたんですが、こちらの方は人数で算出しているという認識でよろしかったでしょうか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 単価としては、1件何円という形になっておりますけども、こちらでもありますね、増えた実績の見込みで計算しております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第3号)までの8件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算(第3号)までの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第45号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第45号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）から議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）までの5件を一括して採決します。

議案第47号から議案第51号までの5件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第47号 令和5年度置戸町一般会計補正予算（第5号）から議案第51号 令和5年度置戸町下水道事業会計補正予算（第3号）までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第8回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時11分